

平成27年山武市教育委員会第3回定例会会議録

1. 期 日 平成27年3月18日(水)
2. 場 所 山武市教育委員会庁舎会議室
3. 開 会 午後1時30分
4. 出席委員 委員長 五木田 孝義
委員長職務代理者 小野崎 一男
委 員 高橋 尚子
委 員 高柳 善江
委 員 小川 一成
教育長 嘉瀬 尚男
5. 欠席委員 なし
6. 議場に出席した職員の職及び氏名
教育部長 渡邊 聰
教育総務課長 小川 宏治
学校教育課長 齊田 謙一
学校教育課指導室長 小高 幸弘
生涯学習課長 土井 紀子
スポーツ振興課長 川島 勝喜
公民館長 市原 修
子育て支援課長 田上 和弘
企画政策課課長 小川 雅弘
企画政策課課副主幹 加瀬 英男

事務局
教育総務課総務企画係長 秋葉 一徳
教育総務課総務企画係 鶴澤 秀己
7. 開会 委員長が挨拶し午後1時30分開会を宣する。

日程第1 ○会議録署名人の指名

五木田委員長が議長となり、高柳委員を指名する。

日程第2 ○会議録の承認

教育委員会第2回定例会の会議録、教育委員会第1回臨時会の会議録を全員異議なく承認。

日程第3 ○教育長報告

報告書に基づき、2月19日から3月18日までの主な業務内容について報告。(主な点は次のとおり)

- 2月19日 市議会第1回定例会が開会した。同日から、山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本方針【素案】に対する地域別協議会を開催した。(19日は蓮沼地域、20日は成東地域、23日は山武地域、24日は松尾地域)
- 20日 臨時校長会議と園長会議に出席した。
- 21日 山武市婦人会敬老慰安会に出席した。
- 25日 手をつなぐ親の会主催の新社会人壮行会に出席した。この会については、特別支援が必要な子どもたちの、卒業並びに社会にでるための祝賀会であった。なお、今年度が最後の開催とのことであった。
- 26日 オリンピック・パラリンピックの青少年交流に対するプロジェクトの第1回目の会議が行われた。教育部からは3名(教育総務課長ほか2名)がこのプロジェクトに参加した。
- 27日 文化会館運営協議会と図書館協議会に出席した。同日夕方からは、教頭会の意見交換会に参加した。
- 3月 1日 山武市芸文協まつりと芸能発表会がのぎくプラザで開催され、最後に講評ということで話をさせていただいた。同日は、松尾IT保健福祉センターにおいて、(仮称)山武市歴史民俗資料館松尾分室を開設するにあたり、たくさんの資料を提供いただく太田会の方々に対する説明会を行った。
- 2日 市議会の一般質問があり、同日は市川議員、井野議員、3日は今関議員から質問があった。詳細については、報告事項で教育部長から報告する。
- 4日 東上総教育事務所山武分室の高山氏が来庁し、研修会への参加依頼があった。同日午後には、文教厚生常任委員会が開催され、教育部関係の補正予算について審議が行われた。
- 6日 臨時校長会議が行われた。内容としては人事関係である。
- 7日 この日から8日、15日と山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本方針【素案】に関する意見を聴く会を開催した。
- 9日 予算審査特別委員会が開催された。
- 10日 蓮沼中学校の卒業式に出席した。同日から12日まで、校長目標面談を行った。夕方には、全国小学生ソフトテニス大会に出場が決定した、山武西小の池田さんが表敬訪問に訪れ、芸術文化スポーツ活動報奨金伝達式を行った。
- 13日 まつおこども園の卒園式に出席した。
- 14日 植樹祭、いちごジョギング、S1グランプリが行われた。詳細については、報告事項で担当課長から報告がある。

16日 市議会第1回定例会が閉会し、議会全員協議会が行われた。同日、議員の方々の情報交換会が行われ出席した。

17日 今年度最後の定例校長会議が行われた。

小野崎委員：太田会はどのような方々か。

生涯学習課長：会長は朝比奈氏。会員は90名ほどで結成されて50年経っているとのことである。会員は山武市内だけではなく、東京都や茨城県などにもいるようである。説明会に集まっていた方は30名ほどで、遠くは茨城県から参加されていた。市としては資料を寄贈していただきたいとお願いした。寄託となると後で相続などの関係などがあるので、松尾分室に展示するものは基本的に寄贈いただければ、こちらで修理して展示できるようにする。どうしても寄贈いただけないものは、企画展などを行う場合には、その期間だけお借りすることもお願いした。

五木田委員長：議案第17号「学校医、学校薬剤師の委嘱について」、議案第18号「山武市スポーツ推進委員の委嘱について」、協議第1号「要保護・準要保護児童生徒の認定について」、報告第2号「臨時代理の報告について」及び報告第3号「平成26年度末こども園・幼稚園人事異動について」は、氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、公開に適さない事項であることから、教育委員会会議規則第12条の規定により秘密会としたい旨、提案。

(挙手による採決の結果、全員賛成)

日程第4 ○議決事項

議案第1号 山武市教育振興基本計画について

教育総務課長：山武市教育振興基本計画については、前回定例会の協議事項で審議いただいたものである。今回は前回の協議事項で意見をいただいた事項や字句の訂正、第5章の資料編で最新データに入れ替えた個所について説明させていただく。なお、今回の修正個所については青字で表記している。(以下、別冊資料に基づき訂正箇所等を説明。)

五木田委員長：意見等があれば何う。

小川委員：意見として発言させていただく。今回に改訂についてはこれでいいと思うが、私が現場にいる時から苗半作の教育というものに違和感があった。別冊資料の3ページに、教育理念は学びの感動と、他人を思いやる心を育み、未来をたくまし

く切り拓く自立した人づくりとあり、それがキャッチフレーズとして苗半作の教育となっている。それが分かりづらい。おそらく現場の校長は苗半作の教育を理解していないような気がする。例えば、苗半作の教育とは何かと聞かれた時に、私のイメージとしては、いわゆる小さい時に、三つ子の魂百までもということわざがあるが、その時の教育をきちんと重視するというイメージをもっている。そのイメージの捉え方がいいのかわるいのかは分からないが、教育理念の学びの感動と、他人を思いやる心を育み、未来をたくましく切り拓く自立した人づくりが、なぜ苗半作の教育になるのか。いずれにしても、私は現場にいる時から非常に違和感をもっていた。今ここで修正することではないが、分かりづらいということ提言として発言させていただく。

五木田委員長：幼児教育の大切さと充実をここで謳っているということである。他に意見等がなければ採決させていただく。本議案に賛成する委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

五木田委員長：挙手全員。よって本議案は原案のとおり可決する。

※原案のとおり可決。

議案第2号 山武市いじめ防止基本方針について

学校教育課指導室長：山武市いじめ防止基本方針について、議決を求めるものである。

内容については、別冊資料の山武市いじめ防止基本方針(案)のとおりである。

学校教育課長：補足させていただく、市議会全員協議会において山武市いじめ防止基本方針を説明し、内容について意見をいただいたところである。市議会全員協議会では、虐待の部分がどうなっているかなどの質問があったが、この基本方針についてはご理解をいただき、この基本方針で定めている、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題調査対策委員会、いじめ問題再調査委員会を設置する、山武市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を議案第7号で審議いただいている。

五木田委員長：本議案については、以前の定例会の協議事項で審議したものだが、意見等はあるか。

(意見等する者なし)

五木田委員長：意見等がないようなので採決させていただく。本議案に賛成する委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

五木田委員長：挙手全員。よって本議案は原案のとおり可決する。

※原案のとおり可決。

議案第3号 山武市指定文化財維持管理事業補助金交付要綱の制定について

生涯学習課長：本議案については、前回の定例会で協議いただいたものである。前回から修正した個所については、附則部分で施行日を平成27年4月1日に変更している。
(以下、資料に基づき交付要綱を説明。)

五木田委員長：意見等はあるか。

(意見等する者なし)

五木田委員長：意見等がないようなので採決させていただく。本議案に賛成する委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

五木田委員長：挙手全員。よって本議案は原案のとおり可決する。

※原案のとおり可決。

※議案第4号及び議案第5号については、関連していることから一括して説明。

議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令の制定について

教育総務課長：資料の19ページをご覧ください。議案第4号の規則については、前回定例会の協議案件で内容を説明し審議いただいたものである。前回から修正した事項については、30ページ新旧対照表の第27条中の文言誤りを修正している。議案第5号の訓令では、44ページ第3条の公印規程の一部改正の改正文中で、削除する印として、教育委員会委員長職務代理者印を加えている。

小川委員：確認させていただく。旧法を適用すると教育委員長も教育委員会委員長職務代理者も存在する訳だが、そうであっても規則、訓令を改正していいのか。

教育総務課長：変わるまでは旧法を適用するという、附則をそれぞれにつけている。

小川委員：理解した。

五木田委員長：他に意見等がなければ採決させていただく。本議案に賛成する委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

五木田委員長：挙手全員。よって本議案は原案のとおり可決する。

※原案のとおり可決。

議案第6号 山武市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について
学校教育課長：資料については当日配布資料の2ページになる。内容については、前回の定例会で協議いただいたものであり、前回からの変更はない。説明については以上である。

五木田委員長：質問等はあるか。

(質問等する者なし)

五木田委員長：質問等がないようなので採決させていただく。本議案に賛成する委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

五木田委員長：挙手全員。よって本議案は原案のとおり可決する。

※原案のとおり可決。

※議案第7号、議案第8号及び議案第9号については、関連していることから一括して説明。

議案第7号 山武市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第8号 山武市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第9号 山武市立学校県費負担教職員の旧姓使用に関する取扱い要綱の一部を改正する訓令の制定について

学校教育課長：資料については当日配布資料の5ページ以降である。本議案の一部改正については、平成27年2月19日付けで千葉県都市教育長協議会長より、小学校及び中学校管理規則の一部改正と学校職員服務規程の一部改正について通知があり、それを受け、市の管理規則及び服務規程等を見直したなかで今回改正するものである。まず、議案第7号の管理規則の一部改正については、第48条第2項中に配偶者同行休業という新しい休業制度を加え、第10号様式の組織編制報告書を改めるものである。配偶者同行休業とはどういうものかということ、職員の配偶者が外国で仕事をする際に、その同行のための休業を認めるというものである。10ページ議案第8号の服務規程の一部改正については、配偶者同行休業の場合についての規定を位置付けたことや消防団員との兼職の追加、第13条では育児休業について見直しをしている。また、今まで規定していなかった大学院修学休業などを追加している。75ページ議案第9号の訓令の一部改正については、議案第8号の服務規程の一部改正による条ずれによるものである。改正の概要は以上である。

五木田委員長：質問等はあるか。

小川委員：消防団員になった場合については、全ての職員が兼職願いを提出するということか。

学校教育課長：提出が必要である。校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

小川委員：何かあった場合には、消防団活動を優先するという意味での服務規程の改正と理解していいか。以前、消防団の本部員になっていた教職員がいて、年休や職免をとって活動していた。

学校教育課長：これについては、消防団の活動を優先する趣旨であると思う。

小川委員：そうすると服務はどうなるのか。

学校教育課長：今までと同じように職免になると思うが、それについては確認しておく。

小野崎委員：改正内容については、見直され整理されたのでいいと思うが質問させていただく。提案理由で千葉県都市教育長協議会長より一部改正について通知があったとある。この協議会には町村は加入していないと思うが、千葉県教育委員会からの通知ではなく、都市教育長協議会からの通知を受けて改正するものなのか。

学校教育課長：市町村立の小中学校管理規則、服務規程については、市町村が独自につくれるものなので、都市教育長協議会の方から、各市町村にはこういった方向で改正していったらいいだろうという通知がくると、それを参考にして各市町村で改正を行っているものである。市町村によっては、この通知を受けてもそれを盛り込まないでいるところもあるかも知れない。

小川委員：各市町村は県の管理規則に準じている。多少違う場合があるとは思いますが。

五木田委員長：嘉瀬教育長も都市教育長協議会の会員である。

小野崎委員：通常というか、上部から指示があって改正するものではないのか。今回の協議会からの通知というのは、提案であってそれを受けての改正という意識ではないのか。

教育総務課長：地方分権ということもあり、本来、法の改正があって市町村の例規を改正することについては、市町村が独自で改正するのが原則であるが、今回のように都市教育長協議会では、法が改正になったので改正した方が好ましい、改正するならこういう案で改正したらどうかという通知である。それを参考に改正するかしないかは市町村の判断で行うことになる。いずれにしても、法が改正になったことによる改正には変わりがない。

小川委員：消防団員の兼職の件だが、消防団員になっている教職員が遠慮して消防団活動をできないでいるので、この件については、校長会で取り扱いについて説明し消防団活動の際は、職免を出して活動ができるようお願いしたい。

五木田委員長：他に意見等がなければ採決させていただく。本議案に賛成する委員の挙手をお願いする。

(全員挙手)

五木田委員長：挙手全員。よって本議案は原案のとおり可決する。

※原案のとおり可決。

※議案第10号から議案第15号については、関連していることから一括して説明。

議案第10号 山武市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第11号 山武市立幼稚園の保育料の減免措置に関する規則を廃止する規則の制定について

議案第12号 山武市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第13号 山武市さんぶの森公園の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第14号 山武市教育委員会が管理する公民館等施設の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第15号 山武市文化会館等条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

子育て支援課長：議案第10号から議案第15号までは、子ども・子育て関連3法の施行に伴い、関係する教育委員会規則を整理するものであることから、一括して説明させていただく。まず、議案第10号の山武市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定については、79ページの改正文をご覧ください。ここでは、山武市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則となっているが、実際には、関連3法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則として、一括して6本の規則を一部改正又は廃止する規則として制定することとなるので、まとめた形の規則になることをご了承いただきたい。それでは、84ページの新旧対照表をご覧ください。第6条から第18条については、前回の定例会で協議していただいているが、今回は、第30条の2の保育料の納付、第30条の3の保育料の免除、第30条の4の保育料の免除の取消しをそれぞれ加えるものである。次に、91ページ議案第11号については、山武市立幼稚園の保育料の減免措置に関する規則を廃止する規則だが、これについては、保護者の所得階層に応じた就学支援をするものであったが、新制度では、支払う保育料自体が所得に応じたものとなるため、この規則は不要となり廃止するものである。93ページ議案第12号の山武市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定については、95ページの新旧対照表で説明させていただく。今まで第8条の給食費の減免等において第1項第3号で、山武市立幼稚園の保育料の減免措置に関する規則第2条第3項の規定により保育料の免除を受けたとき、と規定していたが、先ほど説明したとおり、この規則は廃止することから、これから整備する山武市子ども・子育て支援法施行細則に基づき、保育料の支払を免除するという規定を2項として定めるものである。97ページ議案第13号の山武市さんぶの森公園の管理に関する規則の一部を改正する規則についても、99ページの新旧対照表で説明するが、第10条の使用料の減免に認定こども園を加えるものである。100ページ議案第14号の山武市教育委員会が管理する公民館等施設の管理に関する規則の一部を改正する規則についても、102ページの新旧対照表で説明するが、第9条

の使用料の減免で、既にこども園と規定されているが、それを認定こども園に改めるものである。103ページ議案第15号の山武市文化会館等条例施行規則の一部を改正する規則の制定についても、105ページの新旧対照表で説明させていただが、第8条の使用料の減免で、既にこども園と規定されているが、それを認定こども園に改めるものである。以上6つの教育委員会規則を4月1日から改正しようとするものである。

五木田委員長：意見等はあるか。

(意見等する者なし)

五木田委員長：意見等がないようなので採決させていただく。本議案に賛成する委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

五木田委員長：挙手全員。よって本議案は原案のとおり可決する。

※原案のとおり可決。

議案第16号 山武市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正する訓令の制定について

教育総務課長：今回の改正については、条文の中で謳われている条例の題名が変わったことに伴う改正である。改正内容は、第2条第1号中の「山武市立幼稚園設置条例」を「山武市立幼稚園条例」に改めるものである。

五木田委員長：意見等はあるか。

(意見等する者なし)

五木田委員長：意見等がないようなので採決させていただく。本議案に賛成する委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

五木田委員長：挙手全員。よって本議案は原案のとおり可決する。

※原案のとおり可決。

五木田委員長：ここから秘密会とする。

※議案第17号は、秘密会につき概要と結果のみ記載。

議案第17号 学校医、学校薬剤師の委嘱について

学校教育課長：今年度末をもって任期満了になる学校医、学校薬剤師について、新たに

委嘱するものである。(以下、資料に基づき委嘱する学校医、学校薬剤師について説明。学校医18名、学校薬剤師1名)

※原案のとおり可決。

※議案第18号は、秘密会につき概要と結果のみ記載。

議案第18号 山武市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ振興課長：山武市スポーツ推進委員の定数は30名となっている。現在、25名ということで定員割れしているが、今回、新規に2名を委嘱するものである。任期については、現在委嘱している25名の残任期間に合わせ、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとしている。(以下、資料に基づき新規に委嘱する2名について説明。)

※原案のとおり可決。

日程第5 ○協議事項

※協議第1号は、秘密会につき概要と結果のみ記載。

協議第1号 要保護・準要保護児童生徒の認定について

学校教育課長：資料に基づき、新規申請分(1世帯2名)、継続申請分(188世帯312名)について説明。

※新規1世帯2名及び継続申請分144世帯239名について認定。

五木田委員長：ここで一旦、秘密会を解く。

協議第2号 山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本方針【素案】に関する意見を聴く会の意見集約及び今後の対応等について

教育総務課長：当日配布資料の108ページをご覧いただきたい。20日の午前中に第3回の協議会で同じ内容で協議いただくということで、今回お示しした資料には3月7、8、15日の3日間で、6箇所で行った所の報告と今後の検討していく上での方向性について少し協議していただければと思う。当日の参加者であるが、7日午前中の成東中学校区(15人)、午後の成東東中学校区(16人)、8日午前の松尾中学校区(33人)、午後は蓮沼中学校区(34人)、15日は午前の山武中学校区(16人)、午後は山武南中学校区(32人)で合計は146人だった。想定していた人数より少ない参加者であった。そういった中で、基本方針素案を説明し、同意をいただければ次のステップということで考えていたが、同意というのはどうやって考えたらよいかということで、ある程度の基準など考えていく必要がある。それから、各中学校区の主な意見と

してまとめてみたので、後で見えておいていただきたい。次に、109ページの下の方に、20日の教育委員会協議会で検討していただく事項を、事務局案として書かせていただいている。1.各中学校区での反応ということで、どんな様子だったかまとめたものをお示しする。また、各委員が受けた印象も含めて、それを分析して学校区ごとの対応策について協議いただくもの。2.参加者数が少なかったことをどう捉えていったらよいか。少ないというのは、ある程度望んでいるというように考えてよいか、あるいは周知したに関わらず参加者が少なかったことから、今後、説明会をやっていきながら意見を聴いていく必要があるとか、いろいろな意見があると思うのでその辺を協議していただく。3.今後における説明機会の設定についてだが、参加者が少なかったことから、説明会の機会を増やしていく必要があるのではということ、年度が明けたら例えば役員とかに話を伺ったり、保護者会とかあれば出向いて説明したりすることを、考えていかなければいけないのではと考えているので、その辺のご意見をいただきたい。111ページの4.の小中一貫校や特認校制度の再検討についてであるが、意見を聴く会でも意見があった。答申にはあったが、方針では書かれていないことについて再度、考え方について協議していただくもの。この件については、協議結果をまた市民の方々にお伝えしていかなければならない。次に5.適正配置計画(案)の策定スケジュール等についてである。現状を考えると、スケジュールそのものの見直しについても、当然考えていかなければならない。ある程度やむを得ないのかなって思っていると受け取れるような地域、まだまだ丁寧な説明が必要で、進めていくにあたって難しい地域もあることから、1回示した(案)ではなく、方針を見直して進めていくやり方。まだまだ、素案のまま説明会を続けていき、その後、もう少し詳細な計画が出来た段階であわせて地域の方、保護者の方に説明していきながら、地域の方、保護者の方にお話しして進めていくやり方とか、いろいろ考え方があると思うので、その辺の考え方について協議をいただくもの。6.市長部局(関係部署)との調整についてだが、意見を聴く会でも意見が多かった、市の施策として人口を増やす計画、まちづくりの計画、防災拠点施設の位置づけなど市長部局との調整もやっていかなければいけないと考えている。例えば、総合教育会議の中で話し合っていたとか、事務局レベルで少しずつ話を進めていって報告するなどやり方もある。その調整方法も協議していただきたい。また、こども園や学童の取り扱いについても質問があったので、保健福祉部とも調整が必要であると考えている。市長部局との関係で調整するところも結構あるので、進めていかなければならないところである。参考までに意見を聴く会でも指摘のあった周知について、その内容について記載している。保護者には基本方針【素案】リーフレットと意見を聴く会の開催案内文を4,160人、一般市民については、基本方針【素案】リーフレット

16,635世帯に全戸配布、開催案内文については、区長・自治会長回覧で1,615、その他、広報3月号や市ホームページ、防災行政無線でも周知を行った。説明は以上である。

小川委員：参加人数については、ある程度予想していた。今後の方向性であるが、もう少しはっきりした話ができるということでは、新市建設計画が出た時点でもう一度仕切り直した方がいいと思う。参加人数を増やすという手立てであるが、小中学校はただ配っただけではないか。PTAを含めてぜひ参加してくれと校長会を通じて話してもらおうと参加者が増えると思う。

高柳委員：参加者を増やすということでは、今言われたようなこと。あと、今後の方向性については、ある程度時期的見通しがたった時点で話しをした方がいいと思う。

小野崎委員：今の素案のままで機会をもって説明した方がいい。まだ、中身の修正はまだ早いと思う。パブコメの意見・反応がどうか知りたい。これからPTA総会がある。その中で時間をもらって話してもいいと思っている。

高橋委員：温度差があるように感じた。まだまだうちの学校は大丈夫と思っているところは参加しないと感じた。保護者が意見を言えない雰囲気があったような気がしたので、小学校単位でPTAを巻き込んで連協へ協力してもらった方がいいと思う。

委員長：委員の意見と重複するところもある。少し時間を置いて、地域の話題となり熟成した方がいいと思う。特に温度差というか、自分のところが中心で統合の対象ではないと思っているところは関心が薄いと感じた。ルールとして、意見に対して拍手したりするのは意見交換の場としてどうかと感じた。

教育長：説明会で確かに人数が少ない中なので、どこまでという判断はあるが、来ていただいた方々は、もっと具体的なところ(どこに、いつか)に関心があるので、今の状態の何もわかりませんでは議論が進めにくいと思う。それともうひとつ、秋口までに市の方針、財政的な面で同意を得てからでないと思えない訳であるが、それまでに地域の方々の意見をよく聞いて、それを反映できるように市長部局に働きかけなければいけない。新規の学校を建てるとかもう少し具体的な話ができれば、今反対している地域ももしかしたら合意が得られるかもしれない。確かに時間をかけなければいけないことではあるが、小さい範囲で丁寧な説明をして意見を吸い上げてそれを反映できるような計画にもっていけるように話を進めていきたいと考えている。昨日、庁議の席で積極的にこれから調整をさせていただきたいと話してあるので、そういう形で進めていきたいと思っている。

五木田委員長：その他に質問等はあるか。なければ協議第2号については、教育委員会協議会で継続審議とする。

※本協議は継続審議。

協議第3号 山武市幼保連携型認定こども園条例施行規則の制定及び山武市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則の制定について意見を求めることについて

子育て支援課長：資料については、当日配布資料とは別に配布した資料になる。協議第3号については、前回協議をした山武市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の制定と併せ、山武市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則の制定について新たに意見を求めるもので、前回協議した内容は、幼保連携型と保育所型の認定こども園条例施行規則であったが、それぞれ新しい規則として制定することとなり、制定文を作成したことから、保育所型を除き、今回は幼保連携型認定こども園条例施行規則について協議をお願いするものである。まず、第1条に趣旨がありこの規則は、新たに制定する山武市立幼保連携型認定こども園条例の第17条で規定する、幼保連携型認定こども園の管理及び運営に関し必要な事項を定めるというものである。第2条の定義では、今まで長時間保育児、短時間保育児というような区分で、子どもたちを区分していたが、これからは、1号認定子ども(幼稚園児)、2号認定子ども(3歳以上の保育園児)、3号認定子ども(3歳未満の保育園児)という区分になることから、その定義について定めている。また、2号認定子ども及び3号認定子どもについては、山武市子ども・子育て支援法施行細則に規定するが、月120時間以上の就労の家庭については保育標準時間認定子どもと、64時間から120時間までの就労の家庭については、保育短時間認定子どもというように分けるようになるので、その規定をここで示している。前回の資料では第3号のところで教育標準時間認定としていたが、1号認定に改めている。第3条の定員は、長児時間保育児・短時間保育児と設定したものを、1号から3号認定子どもに変更した。前回協議時では定員数を示していなかったが、現在の定員から整理し、なるとうこども園の1号認定子どもについては120人、2号認定子どもを80人、3号認定子どもを40人に、なんごうこども園は、1号認定子どもを65人、2号認定子どもを70人、3号認定子どもを20人に、しらはたこども園が、1号認定子どもを90人、2号認定子どもを80人、3号認定子どもを40人というように定員を設定した。第4条は、教育・保育時間及び休業日保育時間及び休業日についてである。第1項に1号認定子ども(幼稚園)の教育・保育時間、休業日を、第2項に2号認定子ども、3号認定子どもの教育保育時間を、第3項に2号認定子ども、3号認定子どもの休業日を、第4項に、時間や休業日の変更規定を設定している。具体的には、教育・保育時間としては、1号認定子どもは、現在と同じように、午前8時30分から午後3時までと規定し、2号・3号認定子どもは、保育標準時間認定子どもは、午前7時から午後6時まで、保育短時間子どもは、午前8時から午後4時までと規定している。第12条から第15条までは、保育料の徴収に関する規定を新たに加え、第16条から第21条は、給食に関する規定を設けている。こども園の給食については、来年度から学

校給食センター業務からこども園業務に移管されることから、関係する規定を、給食センター規則の方からこちらに移すというような内容である。幼稚園については、学校給食センターに残ることからそのままとなっている。第22条以降は、実費徴収や入園手続等を規定するものである。

次に、山武市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則だが、本日配布した資料16ページの新旧対照表をご覧ください。この規則は、第1条の趣旨にあるように、子ども・子育て支援法の施行に関し、子ども・子育て支援法施行令に定めるもののほか、必要な事項を定めるというものである。今回、この細則に、利用者負担や手続きの規定を設け、具体的な利用者負担額を別表で定めるとともに、様式を追加するような変更内容である。資料23ページ以降に別表があるが、(1)で1号認定子どもの公立、私立に分け利用者負担額を定める。また、2号認定子ども・3号認定子どもを、それぞれ(2)、(3)において定めるが、(1)の1号認定子どもについては、公立の通常利用者負担を6,200円というように今回定めさせていただき、世帯所得に応じ軽減されるように設定する。また、私立については、国の基準に沿って定めたいと考えており、国の基準の満額が25,700円なので、それを基本として、それぞれの所得階層で軽減していく規定を設ける。資料24ページの表は(2)ということで、2号認定子ども、3歳以上の保育所関係の子どもの保育料である。4歳以上と3歳と記載されているが、その中にさらに保育標準時間、保育短時間というように分れている。各所得階層ごとになるが、まず、保育短時間については、基本的に現行の保育料と同額で考えている。山武市の保育料は国基準の8割を基本にしているが、その中で、第2階層と第3階層については、若干、負担を下げているというところで、ここは8割ではなく、7割と7割5分という比率になっている。保育標準時間については、国基準の5パーセントを、今の保育短時間の保険料に上乗せするよう設定している。保育短時間というのは8時間の保育時間だが、保育標準時間というのは、新たに11時間になり3時間増えることから、5パーセント分を上乗せさせていただきたいということである。今までは3歳以上という形で山武市では設定していたが、保育料の限度額というものがあり、その限度額が0歳から2歳まで、3歳と4歳から5歳という3区分に分れているので、3歳以上になると4歳、5歳の限度額を使って、保育料が大分低く抑えられてしまうので、新たに今回3歳という区分を設け、後半にいくと限度額のところで差がつくという設定になっている。資料26ページの中段に(3)ということで、3号認定子ども、3歳未満の子どもの保育料になる。これについても、2号認定子どもと同様の考え方で設定している。後は、様式を新たに定めるので資料として添付している。制定内容の概要については、以上のとおりである。なお、この別表については、国より情報提供があり、現在、調整中の子ども・子育て支援法施行令の一部改正が予定さ

れていることから、その影響を受ける可能性があるとのことで、今後の一部修正が加わる可能性があると言われている。改正については時間的な制約があることから、修正をさせていただいたもので、例規整備をさせていただきたいと思うので、その際はご了承いただきたい。

五木田委員長：少子化対策は国家の目玉戦略であり、厚労省も力を入れている部分もあるので、改正はこれからもいろいろあると思う。

小川委員：確認だが1号認定子どもとは、何歳までなのか。

子育て支援課長：3歳以上の保育を必要としない子ども。つまり、今で言う3歳以上の幼稚園の子どもである。ちなみに、2号認定子どもは3歳以上の保育を必要とする子どもで、64時間以上就労している家庭の子どもである。

小川委員：全て3歳以上なのか。

子育て支援課長：1号、2号認定子どもは3歳以上である。3号認定子どもは3歳未満である。

小川委員：理解した。

五木田委員長：他に質問等はあるか。

(質問等する者なし)

五木田委員長：ないようなので、協議第3号については、原案のとり了承する。

※原案のとおり了承。

日程第5 ○報告事項

報告第1号 山武市議会第1回定例会の報告について

教育部長：当日配布資料の111ページをご覧ください。井野議員から成東中学校の建て替えについて質問があり、その他の案件では学校の適正管理についてである。教育委員会としては、成東中学校については残存し建て替え、成東東中学校については、適正規模を図っていく方向性で考えている。色々なところが壊れてすぐに改修しなくてはならないという井野議員からの質問があったが、今まさにこれを動かしているところなので、修理しなければいけないところは適正に修理をしながら、適正配置を進めていく。次に、真行寺廃寺については、県指定の文化財として指定できないかという話があった。指定については手が回らないところでもあり、法改正もあるので、今後、県指定に向けて市も進めいく。自転車マナーについては、交通事故件数がどの位あるかという話があり、3月以降の法改正もあるので、しっかり指導していくという回答をした。弓道場については以前にも一般質問が出ているが、財政的な問題も含めて検討しなければならないという中で、さんぶの森中央会館の隣に弓道場があり、3人で矢を射ることが出来るが、5人で射ることが出来るように検討をしている。117ページの今関議員からの質問。先ほ

ど防火管理についての話があったが、成東東中学校で1月30日に火災が発生した件についての質問があった。この件については、一般質問の前に全員協議会があり、その場で学校教育課長から報告を行った。一般質問当日は、防災教育についての質問があり、避難訓練、防災教育をするなど安全計画の中で、対応しているという回答をした。交通安全については、通学路安全推進会議というものを設置し、平成26年度は山武地区で合同一斉点検を行った。平成27年度は成東地区全域で合同一斉点検を行う。危険箇所を発見した場合は、土木事務所と一緒に歩くので、そこで対応していく。120ページの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する事。これについて、教育長の任期、教育委員長の任期の兼ね合いがどのようになっているのかという質問があった。教育委員会としては、教育長の任期は任期満了まで行く。その前に教育委員長の任期が到来するので、互選の中でさらに教育委員長を選出し従前どおりに進めいく。法律は改正となるが、附則の中で、従前どおりに進めていけることとなっている。いじめ関係の条例の設置については、「いじめ防止対策推進法」に基づいての条例設置である。これについては定めなければならないという状況の中で対応した。いじめ基本方針についての説明は先ほどあったので、以上で説明を終了とする。

休憩 午後 3 時 25 分から
午後 3 時 30 分まで

五木田委員長：ここから秘密会とする。

※担当の職員以外は退席

※報告第2号は、秘密会につき概要と結果のみ記載。

報告第2号 臨時代理の報告について（校長及び教頭等の任免の内申について）

学校教育課長：資料に基づき、校長及び教頭等の任免の内申について報告。

※担当の職員以外は退席

※報告第3号は、秘密会につき概要と結果のみ記載。

報告第3号 平成26年度末こども園・幼稚園人事異動について

子育て支援課長：資料に基づき、平成26年度末こども園・幼稚園人事異動について報告。

五木田委員長：ここで秘密会を解く。

※報告第2号及び報告第3号で退席していた職員入室

報告第4号 平成28年山武市成人式について

生涯学習課長：平成28年の成人式の問い合わせが多くなってきている。着付けの関係で希望の時間に美容室に予約を入れたいのではと思われる。例年、実行委員会を5月に立ち上げて、6月の中旬あたりで決定しているが、6月まで待てないという話が多くなってきた。例年、成人式の日とその前日の2日間会場を押さえていたが、ここ数年ずっと成人の日の前日に開催している。実行委員会に意見を聞いても翌日が休みの方がいいという話も聞いている。平成28年の成人式も実行委員会方式をとる予定だが、1月10日で話を進めたいと思っている。近隣に話を聞くと、実行委員会方式をとっているが、1日しか会場を押さえていない状況なので、1月10日で話を進めさせていただきたい。今後、ホームページ、広報等で周知をしていきたいと思う。問題点として、いつまで2部方式でやっているのだと、350人がのぎくプラザに入れるのは、10年も先になってしまう。実行委員会の意見も聞き、どうやった方式でやるのが来賓にも迷惑をかけずに行えるのか、意見を聞きながら検討していく。数年前にも一度そういう話があった。議会から来賓あいさつで同じことを2回もやらなくてはならなくて、1部にならないかという話があった。前生涯学習課長の篠崎課長の時に、過去の実行委員を集めて意見交換した際、今までどおりでお願いしたいということで、数年前は結論が出た。数年経過しているので、その都度情報収集しながら進めていく。また、出初式と調整しながら進めていく。

報告第5号 第2回さんむスプリングフェスタについて

生涯学習課長：当日配布資料の127ページ、先日行われた、さんむスプリングフェスタについて報告。今回は植樹祭、いちごジョギングと、農商工観光課主催のS1グランプリを行い、お互いの相乗効果を狙い開催した。最初に、午前8時30分から平成24年に植えた南浜海岸の保安林等に、クロマツ3,000本を補植という形で今回行った。前回、平成24年度にクロマツ2,500本、広葉樹2,500本を植えたが、広葉樹は定着せず、全滅に近い状態となった。それで、今回、捕植という形をとった。植樹の後に人がうまく流れてジョギングの方へ行く時間配分だったが、220名のうちジョギングを申し込んでいた方が70数名だったので、残りの方で何とか植えられると思っていたが、ほとんどの方が一緒に流れてしまった。参加いただいた教育委員の方々にはお骨折りをかけ、残りはほとんど関係者で3,000本を植えることが出来た。その後、第1駐車場へ移動しジョギング参加者は630名であった。

報告第6号 さんむスポーツフェスタ2015結果について

スポーツ振興課長：事前配布資料の59ページ、スポーツフェスタを3月1日に行った。60

ページには写真とコメントが載せてある。まず初めに、ソフトバレーボール大会、3部門26チーム、総勢156名に参加してもらった。ブロンズの部で39歳以下の優勝は日向A、準優勝は蓮沼、3位が緑海A・成東Aという順位である。ゴールドの部40歳以上の優勝は日向、準優勝は蓮沼、3位が緑海A・南郷A。中学の部は優勝が緑海A、準優勝が蓮沼A、3位が成東・鳴浜である。毎年ソフトバレーは各支部単位で参加してもらっているが、だいぶ熱が入ってきて、軽スポーツではなくなっている。それから、親子テニス教室は、体育協会の専門部の方を中心に親子のテニス教室を開催し、20名12組の親子が参加した。成東運動公園で実施し、初心者多数だったが、今年は錦織選手の活躍があったということで、それに触発された方々の参加や、子どもたちも興味を持って参加していた模様。技術講習会では陸上教室を開催した。順天堂大学の陸上部から5名ほど講師を招き、松尾小学校のグラウンド・体育館を利用して実施した。小中学生31名の方が参加した。

報告第7号 ちびっこ国際交流事業について

子育て支援課長：ちびっこ国際交流事業については、当日配布資料の128ページである。

平成26年度追加事業、地方創生関連予算として、教育委員会の第1回臨時会で提出された、平成27年度一般会計補正予算第7号の案件について、幼稚園・こども園にかかる、子育て支援課が所管する事業を追加したので、その報告をする。事業名は「ちびっこ国際交流事業」、新規事業である。総合計画の体系としては、「誰もが生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり」ということで、対象は市内のこども園・幼稚園の園児を考えている。事業概要としては、国際化に対応した人づくりの基礎として、市内の行事等でネイティブな外国語と触れ合いながら、国際的な文化・歴史に興味を持つ機会を提供しようとする事業である。保健福祉部の地方創生関連予算として、追加した事業だが、3款民生費に外国語指導助手業務委託料として875万6千円を要求し、全額を地方創生関連交付金として充てる事業である。3款民生費の予算だが、幼稚園・認定こども園の関連であったので、このようなものを追加したということで報告する。

報告第8号 行事の共催・後援の承認について

教育総務課長：2月1日から2月28日までに承認した、後援4件について報告。

報告第9号 4月の行事予定について

出席した各所属長から4月の行事予定について報告。

その他（発言順に大要を記載）

- 教育総務課長：その他ということで1件報告がある。現在、松尾出張所の跡地に地域の賑わいを創出していくことを目的とした、交流センターを建設しており、その施設の中には公民館機能をもった場所も含まれていることから、企画政策課から概要説明がある。

企画政策課長：松尾出張所の跡地利用について説明させていただく。将来的には公民館としてダンス事業を中心に、教育委員会の方に事業移管したいと考えているので協力をお願いする。資料であるがA4の松尾出張所跡地利用についてと、カラー刷りA3版の資料2点になる。資料の方では、合併以降、行政は集中、コミュニティは分散ということで、基本的な行政運営に努めてきたところである。あわせて、今回地方創生のからみもあり、松尾出張所跡地を地域の拠点として、事業展開を図るものである。跡地利用についてのこれまでの経緯であるが、松尾地域の住民からなる、松尾地域賑わい空間研究会で議論を重ねてきた。24年以降において、県立高校の適正配置の検討も県の方で開始され、松尾高校の存続が危惧される場所である。松尾地域のまちづくりにおいては、松尾高校の存在は不可欠と考えており、松尾高校の志望者の減少や松尾地域の衰退は、いずれも人口減少を根源とするもので、改善に向けた一体的な取組が必要と考えているところである。したがって、今回の事業のコンセプトとしては、地域の賑わいの創出やコミュニティの再構築、そして松尾高校の魅力の向上の3点である。施設の概要であるが、配布資料の5ページをご覧ください。松尾出張所跡地の敷地図となる。公民館を中心に南側に直売所、右上に学童クラブという複合施設になる。次に、6ページは施設の平面図となる。まず公民館の部分であるが、ダンスに特化したようなスタジオをAからDまで4つ設けてある。ダンス教室や会議室、サークル活動として活用していただきたいと思っている。次に、学童クラブであるが、現在、松尾IT保健福祉センターと松尾小学校で運営している。これを統合して1ヶ所に集めるという内容である。学童の子どもたちは、直接学童の教室へ出入りできるような形になっている。また学童広場も設けてある。さらに一番南側に直売所を設ける。直売所については、地元の方々を中心に企業組合を設立していただく予定でいる。あわせて軽食スペースを設けている。施設の利用者の方々に使っていただければと思っている。外側であるが、屋外アーケードがある。朝市等で利用していただく予定で考えている。A4資料の2ページをご覧ください。(3)の期待される事業効果の事業の趣旨であるが、①にあるようにヒップホップダンス教室の開講をしたいと思っている。平成25年度から中学校でダンスが必修化され、子どもたちにも非常にダンスの人気があり、イベント等では保護者や家族等も同伴で賑わいをみせているところである。ダンス教室や練習場を提供して、学童クラ

ブを利用している子どもたちにもこの教室に参加していただければと思っている。

②の特色ある学童クラブの運営ということで、都内の学童クラブではダンス等もやっていると聞いている。そういうものを取り入れて、進化したような形の学童クラブを運営したいと考えている。

③の松尾高校の魅力の向上であるが、松尾高校部活等の発表の場として、ふれあい館や公民館を利用し、また、洗心館の活動グループと連携し、地域との交流を深めたいと考えている。最終的な目的となる

④の地域の賑わいづくりである。直売所での販売(地域の特性を生かした販売)、軽食コーナー(地域の食材を生かした料理)、各種団体の発表会(ミニイベント)や、高齢者から子どもまで幅広い世代の交流の場を提供し、地域コミュニティの醸成を図っていききたいと考えている。次に3ページになる。ダンスによる地域興しということで、中段のAスタジオでの市で実施するダンス教室ということでのイメージである。週3日程度、ダンス教室を展開していききたいと思っている。低学年の子どもたちは45分、中学生等については60分、一般等は90分という割り振りになっている。また、下の表は、市の教室以外の地元サークル等への貸し出しを予定しているものである。最後にA3資料の7ページをご覧ください。今後のスケジュールである。工事は7月末までを工期としている。なお、備品の搬入等もあるので10月の開館の予定でいる。10月以降、先程説明した市主催のダンス講座等が始まる。その前段として②の施設のオープニングに向けたワークショップを展開していく。夏休み期間を利用して6日間のワークショップを実施し、オープンイベントで発表する場を設けたいと思っている。

③体験型ワークショップということで、未体験者向けの体験イベント等も組んでいく。出前講座的に体験イベントを行うものである。各種ダンス体験講座ということで、育児中の親子や高齢者向けの体験型のイベントのほか、松尾高校へのダンスサークル向けの支援も考えている。以上が事業概要となる。冒頭に申し上げたとおり、所管は今後、公民館に移管するが、企画政策課としても、引き続き連携してやっていきたいと考えている。議会関係の日程になるが、5月に臨時議会が入る。そこで設管条例を提出したいと思っているので、4月中に教育委員会の方で条例の審議をお願いしたいと思っている。

小野崎委員：名称は募集するのか。

企画政策課長：募集する。

小川委員：質問させていただく。まず1点目として、ダンス教室の講師は専門家を呼ぶのか。2点目として、総工費はどのくらいなのか。3点目として、直売所というのは道の駅のようなものをイメージしているのか。

企画政策課長：講師については検討する。直売所であるが、道の駅のような規模はないため、近所の方々が買い物できるようなコンビニも含めたイメージでいる。特に

松尾高校生の弁当も考えている。

五木田委員長：国道126号からも入れるようになるのか。

企画政策課長：一応開ける予定でいるが、東金方面から右折で入るのは危険であるため、右折の場合は、手前の信号を使って入るように考えている。出る方については、東金方面に出られるのかなと思っている。それから、契約金額であるが、7億2千6百万である。

公民館長：公民館条例の一部改正は次回の定例会において提出したいと考えている。

小野崎委員：公民館も遅くまでやっていると思うが、高校生等が来るとなると、簡単に言えば非行のこともあるので、駐在の方にも、それなりに動いてもらった方がいいと思うが。

企画政策課長：その件については、松尾高校からも言われているので、配慮したいと考えている。

五木田委員長：いろいろな心配ごとがあろうかと思うが成功するよう期待している。

8. 閉会 午後4時23分